

秋田シティブラスバンド規約

第1章 総則

第1条（名称）

本楽団は、秋田シティブラスバンドと称する。

第2条（目的）

本楽団は、吹奏楽による音楽の普及に努め、地域の芸術文化の発展に寄与する。また、『二世とともに』を合言葉に各種ジャンルの音楽を楽しみ、団員相互の交流を深めることを目的とする。

第3条（活動）

本楽団は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）定期演奏会等の演奏会の開催
- （2）各種行事、イベント等への出演
- （3）演奏活動遂行のための練習
- （4）その他必要と思われる事業の実施

第4条（事務所）

1. 本楽団の事務所は、役員会により適宜定める。
2. 本楽団は、ほかの上位団体（協会、連盟等）に加盟することができる。

第2章 団員

第5条

入団資格は第2条の目的に賛同する音楽愛好家であり、かつ本規約に規定されている事項を遵守できる者とする。

第6条

団員は総会への参加、決議資格を有する。

第7条

入団・退団・休団を希望する者は、所定の届出書の提出を義務とする。なお、休団中であっても、第6条の定める総会への参加、決議資格を有する。

第8条

長期にわたり連絡または理由がなく活動に参加しない場合や、団費を納入しない場合、本楽団の名誉を著しく傷つけるような行為があった場合は、役員会の決議により適切な処置を講ずることができる。

第9条

本団員は、団費の納入を義務とする。団費の額、徴収方法は別途定めるものとする。

第3章 総会

第10条

定例総会は、毎年3月に開催する。また団員からの請求があり団長が必要と認めたとき、臨時総会として随時これを開催する。

第11条

決算総会は、毎年6月に開催する。

第12条

総会では、次の事項を決議する。

1. 規約改正
2. 活動報告、収支決算報告、並びに会計監査報告
3. 活動計画、収支予算
4. 役員、会計監査委員の選任
5. その他必要と認められる事項

第13条

総会は、正団員2分の1以上の出席で成立し（委任状を含む）決議は出席者の過半数とする。

第4章 役員

第14条

本楽団に次の役員を置く。

- ・ 団長 1名
- ・ 副団長 若干名（1名は会計担当とする）
- ・ 事務局長 1名
- ・ 企画局長 1名
- ・ 監査役 2名

第15条

役員は、総会において選出する。

第16条

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員が任期途中で欠員となった場合は、速やかに欠員を補充するための臨時総会を開催し選任しなければならない。
3. 補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条

1. 団長は、本楽団を代表し、活動全般を統括する。
2. 副団長は、団長を補佐し、必要に応じて団長の代理を務める。
3. 事務局長は、運営上の事務を統括する。
4. 企画局長は、演出上の事務を統括する。

第18条（役員会）

1. 役員会は団長が召集する。
2. 役員会は団長、副団長、事務局長、企画局長の4職で構成する。
3. 審議内容により、団長が必要と認めた場合、担当者の出席を要請することがある。
4. 役員会では、本楽団運営上の必要事項について審議、決定する。
5. 役員は、活動計画及び収支予算案を作成し、総会の決議を得るものとする。

第19条（監査役）

監査役は、会計を監査する。

第5章 指揮者、トレーナー

第20条（指揮者）

本楽団は、必要に応じて音楽顧問、音楽監督、常任指揮者、指揮者、客演指揮者等を委嘱することができる。それぞれの職務、任期等の詳細は、本楽団の役員会で決定するものとする。

第21条（トレーナー）

1. 本楽団にトレーナーを置くことができる。
2. トレーナーは音楽監督、常任指揮者、客演指揮者と協議・調整を担当し、また、これらの補助にあたる。
3. トレーナーは、役員会において選出され、任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 パートリーダー

第22条

1. 各パートにパートリーダーを置く。
2. パートリーダーは、各パート内で協議し選任し、役員会へ報告する。
3. パートリーダーは、パートを代表統括し、パート内の意見や希望を団の活動に反映させるため、役員、関係者等との連絡を密にすること。
4. パートリーダーの任期は1年とし、再任を妨げない。
5. パートリーダーが欠員になった場合は、速やかに当該パート内で協議し、これを選任する。
6. 補充のために選任されたパートリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 運営

第23条

1. 運営組織として、総合的に事務を統括する事務局と演奏会運営ならびに練習運営を統括する企画局を置く。事務局と企画局は、役員の方針のもと、協力して本楽団の運営実務にあたる。
2. 各局はそれぞれ、事務局長、企画局長が統括する。
3. 担当者は、役員会によって選出する。

第24条（事務局）

1. 事務局は本楽団運営上の事務処理、渉外、ホームページ管理、団有楽器、楽譜、団員名簿の管理等総合的に担当する。

第25条（企画局）

1. 企画局は演奏会の企画、練習計画の策定、配布用楽譜の制作、演奏会で使用する道具類の制作および調達を担当する。

第8章 資産および会計

第26条（経費並びに資産の構成）

1. 本楽団の経費は、団費、寄付金、活動に伴う収入金、その他の収入をもってこれにあてる。
2. 本楽団所有の楽器、楽器以外の備品、楽譜、現金等を資産とする。

第27条（会計年度）

本楽団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

付 則

この規約は、平成06年08月01日より施行する。

付 則

この規約は、平成09年03月29日より施行する。

付 則

この規約は、平成12年03月18日より施行する。

付 則

この規約は、平成15年07月13日より施行する。

付 則

この規約は、平成18年04月01日より施行する。

付 則

この規約は、平成19年04月01日より施行する。

付 則

この規約は、平成20年04月01日より施行する。

付 則

この規約は、平成24年06月03日より施行する。